

番号	項目	質問	回答
1	対象事業	神事のみ行う祭りは対象になるか。	神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事は対象外。ただし、今年度は神事のみであっても、次年度以降、地域の行事として行う祭事の再開予定を表明している場合は、用具の修理などの準備経費が対象になる。
2	対象事業	春の祭りと秋の祭りの両方について助成を受けたいが対象になるか。	一つの申請主体が、複数の祭りを実施する場合でも、3年間で最大150万円の範囲内での助成となる。
3	対象経費	宗教団体の社寺の建物の修繕は対象になるか。	対象外。
4	対象経費	宗教団体が所有する祭りの用具の修繕は対象になるか。	宗教団体が所有するものは、対象外。
5	対象経費	キリコの収蔵庫は対象になるか。	対象になる。ただし、宗教団体が所有するものは、対象外。また、建物本体の修繕費が対象で、付帯設備及び外溝工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託料は対象外。
6	対象経費	外部協力者謝礼の対象は。	・祭りの担い手は対象外（旅費・宿泊費も対象外）。 ・警備員や交通整理員などが対象。
7	事業主体	地縁団体は、地方自治法第260条の2の市町村長の認可が必要か。	不要。
8	事業主体	青年団や若連中は対象になるか。	地縁団体の区域の住民により構成される場合は、同じ区域の地縁団体から申請すること。補助金の振込先に青年団や若連中を指定することは可能。
9	事業主体	宗教団体は、対象になるか。	対象外。
10	事業主体	祭りではなく、地域の伝統文化行事（輪島まだらなど）は対象となるのか。	祭りの開催と独立して伝統芸能を披露する取り組みは対象外。
11	手続	交付申請書の収支予算書にはどこまで記入すればよいか。	消耗品費については、購入・支払いを予定している経費の品目・単価・数量を記入すること。
12	手続	実績報告書に領収書は必須か。	実績報告書の提出までに支払いが完了していなくてもよいので、請求書でもよい。
12の2	手続	実績報告書に添付する証拠書類として、領収書（またはレシート）に品目等の記載がない場合はどうすればよいか。	品目・単価・数量の記載がある請求書または納品書が必要となる。
13	手続	外部協力者謝礼について、請求書は求めているが、支払先が多数で領収書を集めることが難しいが、領収書は必須か。	支払先の住所・氏名および署名を必要とする。
14	手続	国や県の補助制度とは併用できるか。	併用したい補助制度で併用が認められている場合は可能。なお、能登半島地震復興基金による「地域コミュニティ施設等再建支援事業」では、併用は不可。（他の補助金を活用した施設等がある場合は、当該施設等に係る経費を補助対象経費から控除する）。同じく「文化財等災害復旧事業」も併用は不可。
15	手続	最長3年は、連続する3年である必要があるのか。通算3年でもよいのか。	連続する3年である必要がある。（一団体の申請ができるのは連続する3年以内）

番号	項目	質問	回答
16	手続	3年間で毎年50万円ずつ助成を受ける計画の場合、毎年申請する必要があるが、1年目の申請が認められたら、2年目・3年目も認められると考えてよいか。	1年目の交付決定が必ずしも2年目・3年目の交付を担保するものではない。
17	手続	祭りを再開したものの、3年連続で同程度の祭りを開催する場合でも対象になるか。	対象になる。ただし、開催規模等が完全に震災前の状態に戻ったと認められる場合は、その年度までの助成で終了する場合がある。
18	手続	年度をまたぐ修理は可能か。	可能。ただし、交付申請書では事業実施期間を年度末までの完了予定とし、交付決定を受けた後に変更等承認申請書（別記様式第5号）・変更事業実施計画書（別記様式第3号）・変更収支予算書（別記様式第4号）を提出して、事業実施期間の延長について承認を受ける必要がある。
19	手続	交付申請前に支出した経費は対象になるか。	令和6年度の取り扱いと異なり、交付申請前にすでに支出した経費は対象外。助成期間中に実施、発注、納品の行為を行う必要がある。
20	対象経費	事前の練習や当日にかかる光熱費は対象になるか。	電気料等の、助成対象事業に使用した分を明確に区分することが難しい費用は対象外。
20の2	対象経費	祭りに係る車両の燃料代は対象になるか。	燃料代単体では対象外（祭りに要するものとそれ以外との区分が困難であるため）。ただし、祭りに係る車両借上げ料に含まれる場合は、対象とする。
21	対象経費	祭りの練習のための指導者への謝礼は対象になるか。	事業主体の地区外から講師を招へいする場合は対象になる。一方で地区内の講師への謝礼は対象外。
22	対象経費	開催に向けた検討会での飲料、菓子の経費は対象になるか。	対象外。
23	対象経費	レクリエーション保険料やイベント保険料は対象になるか。	対象になる。
24	対象経費	石川県警が徴収する道路使用許可申請手数料は対象になるか。	対象外。
25	事業主体	祭り再開のための気運醸成イベント（復興祈念祭等）を行うために組織された実行委員会は対象になるか。	発災以降に組織された実行委員会ではなく、実行委員会を構成する地縁団体が対象になる。その場合、地縁団体毎に3年150万円の助成限度額から実行委員会に拠出した助成対象経費分が控除される。
26	手続	25の場合において、請求書や領収書は実行委員会名義で作成されているところ、実績報告書の証拠書類はどのように添付すればよいか。	①地縁団体から実行委員会に負担金を拠出したことが分かる請求書または領収書等、②実行委員会から助成対象経費を支出したことが分かる請求書または領収書等、③②のうち当該地縁団体が負担する金額の記載、の三点により確認する。
27	対象経費	新たに祭り用具を購入する費用は対象となるか。	地震または豪雨による被害を受けた祭り用具を新調する費用は対象となるが、発災以前になかった祭り用具を購入する費用や経年劣化による用具の更新は対象外。ただし、毎年購入するような消耗品については、この限りでない。